

介護保険サービスの種類

※各サービスの「費用のめやす」は基本額です。実際の利用料金には、各種の加算が加わります。

各サービスの費用のめやすは、利用者負担の割合が「1割」の場合です。

障がいのある方が介護保険を利用する場合、「共生型サービス」としてこれまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。対象となるサービスは「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護（予防を含む）」です。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。

日常生活の手助け

■ 訪問介護（ホームヘルプ）



- 入浴やトイレに行くのに手を貸してほしい
- 買い物や洗濯、掃除などが十分にできない



要支援 1・2

訪問型サービス （総合事業）

ホームヘルパーなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などを行う「介護予防訪問事業」「自立支援訪問事業」と、身体機能等の改善を目的に短期間・集中的に専門職が訪問する「訪問型短期集中プログラム」があります。

- ①介護予防訪問事業では入浴介助等の身体介護や、掃除等の日常的な家事の範囲内の生活援助が利用できます。
- ②自立支援訪問事業では掃除等の日常的な家事の範囲内の生活援助が利用できます。
- ③訪問型短期集中プログラムでは保健・医療の専門職が概ね3か月の短期間・集中的に訪問し、助言やホームプログラム指導などを行います。

※費用のめやすは24ページを参照。

※「生活援助」については、原則、一人暮らしの場合、もしくは同居家族に障害、疾病がある場合等で、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に利用できます。

要介護 1～5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事介助等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗車・降車等介助も利用できます。

※「生活援助」については、原則、一人暮らしの場合、もしくは同居家族に障害、疾病がある場合等で、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に利用できます。

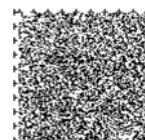
●費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担

身体介護	20分未満	1,858円 (186円)
	20分以上30分未満	2,781円 (279円)
	30分以上1時間未満	4,411円 (442円)
	1時間以上1時間30分未満	6,463円 (647円)
	1時間30分以上 (30分ごと)	934円 (94円)
生活援助	20分以上45分未満	2,040円 (204円)
	45分以上	2,508円 (251円)

※早朝・夜間・深夜などは加算があります。

乗車・降車等介助 (1回) 1,105円 (111円)

※移送にかかる費用（タクシー代等）は別途利用者負担となります。





介護保険訪問介護(ホームヘルプ)の対象になるもの ならないもの

○対象になるもの (事例)

身体介護

入浴や排せつ、食事の介助など利用者の身体に直接触れる介助等で、本人が行うのが困難な場合



生活援助

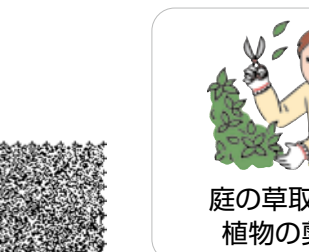
掃除、洗濯、買物、調理などの家事で、利用者が行うことが困難な場合(同居の家族等がいる場合は、当該家族が障害、疾病等の理由でできない場合)



※介護保険の訪問介護は、ケアマネジャーが利用者の身体状況や家族の状況等を勘案して居宅サービス計画に位置づける必要があります。

✕対象にならないもの (事例)

「直接本人の援助」にならない行為や、「日常生活の援助」に該当しない行為、「日常的家事の範囲」を超える行為は、介護保険の対象になりません。



自宅で入浴

■訪問入浴介護



- 自宅や施設などでの入浴ができない
- ひとりではお風呂に入れない



要支援 1・2 介護予防訪問入浴介護

疾病等により自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

●費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担

全身入浴	9,758円 (976円)
------	---------------

要介護 1～5

自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

●費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担

全身入浴	14,432円 (1,444円)
------	------------------

自宅でリハビリ

■訪問リハビリテーション



- 通院・通所が困難なので自宅でリハビリを続けていきたい
- 自分や家族ではリハビリができない

要支援 1・2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



●費用のめやす ()内は利用者負担

1回につき	3,308円 (331円)
-------	---------------

要介護 1～5

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



●費用のめやす ()内は利用者負担

1回につき	3,418円 (342円)
-------	---------------

用語解説 理学療法士 (PT)

加齢による身体機能の低下、脳卒中での半身不随等、様々な身体的な障害のある方に対して、医師の指示の下、その基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動、電気刺激、運動療法、温熱その他の物理的手段を行う専門職のこと。

作業療法士 (OT)

医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある方、またはそれが予測される方に対し、応用的動作能力または、社会的適応能力の回復を図るため、日常生活動作(ADL)や絵画、手工芸、園芸等を通じて訓練や治療・指導を行う専門職のこと。

言語聴覚士 (ST)

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方に対し、その機能の維持向上を図ることができるよう言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職のこと。



医師の指導のもとでの助言や管理

■ 居宅療養管理指導



- 通院が困難なので自宅で療養上の指導を受けたい
- 歯や入れ歯のチェックをしてほしい

※医師や歯科医師による居宅療養管理指導は、訪問診療または往診を行った同じ日に適用されます。

要支援 1・2

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●費用のめやす(1回につき) () 内は利用者負担
単一建物居住者1人に対して行う場合

医師による指導	5,150円 (515円) (1か月2回まで)
---------	----------------------------

要介護 1～5

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



●費用のめやす(1回につき) () 内は利用者負担
単一建物居住者1人に対して行う場合

医師による指導	5,150円 (515円) (1か月2回まで)
---------	----------------------------

■ 訪問看護



- 病気などで外出がむずかしい
- 床ずれの手当てをしてほしい
- 経管栄養や点滴の管理などをしてほしい



要支援 1・2

介護予防訪問看護

疾患等を抱えて原則外出が困難な方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行います。

●費用のめやす(1回につき) () 内は利用者負担

訪問看護ステーションから (30分未満)	5,141円 (515円)
病院または診療所から (30分未満)	4,354円 (436円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

要介護 1～5

疾患等を抱えて原則外出が困難な方について、看護師が居宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。

●費用のめやす(1回につき) () 内は利用者負担

訪問看護ステーションから (30分未満)	5,369円 (537円)
病院または診療所から (30分未満)	4,548円 (455円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

用語解説

訪問看護ステーション

かかりつけの医師の指示により看護師や保健師が自宅を訪問し、療養上の世話や医療的処置、管理等のサービスを提供する機関。

施設に通う

■ 通所介護 (デイサービス)



- 施設に通って閉じこもりなどを予防したい
- 自分でできることを増やしたい
- 家族の介護の手を休めたい



要支援 1・2

通所型サービス (総合事業)

生活機能を向上させるための機能訓練、日常生活でのさまざまな支援などをサービス提供する「介護予防通所事業」「自立支援通所事業」と、生活機能の改善を目的に保健・医療の専門職が短期間・集中的にサービスを提供する「通所型短期集中プログラム」があります。

- ①介護予防通所事業・自立支援通所事業では生活機能向上のための支援や利用者の目的に合わせたサービスが利用できます。
- ②通所型短期集中プログラムでは、動作の向上や機能の改善で日常生活の活動性を高め地域活動への参加を目指す生活行為向上プログラムと、低下した運動機能を改善し生活機能の向上を図る運動を中心とした運動器機能向上プログラムがあります。

※費用のめやすは24ページを参照。



要介護 1～5

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

●費用のめやす(1回につき) () 内は利用者負担
通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む

要介護1	7,172円 (718円)
要介護2	8,469円 (847円)
要介護3	9,810円 (981円)
要介護4	11,150円 (1,115円)
要介護5	12,513円 (1,252円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

加算される金額の例

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ (1日につき)	610円 (61円)
認知症加算 (1日につき)	654円 (66円)
若年性認知症利用者受入加算 (1日につき)	654円 (66円)
栄養改善加算 (月2回まで原則3か月)	2,180円 (218円)
入浴介助加算Ⅰ (1日につき)	436円 (44円)
入浴介助加算Ⅱ (1日につき)	599円 (60円)

定員18名以下の通所介護(療養通所介護を含む)を利用できるのは事業所のある区市町村の居住者です。「地域密着型通所介護」(20ページ)



施設に通う

■ 通所リハビリテーション（デイケア）

どんなとき？ ●施設に通ってリハビリを受けたい ●自分でできることを増やしたい

要支援 1・2

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせたサービスが利用できます。



●費用のめやす（1か月につき）

（ ）内は利用者負担

要支援1	25,174円 (2,518円)
要支援2	46,930円 (4,693円)

※送迎、入浴を含む

加算される金額の例

栄養改善	2,220円 (222円)
口腔機能の向上（Ⅰ）	1,665円 (167円)
一体的サービスの提供	5,328円 (533円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の介護やリハビリテーションを、日帰りで行います。

●費用のめやす（1回につき）（ ）内は利用者負担
7時間以上8時間未満 ※送迎を含む

要介護1	8,458円 (846円)
要介護2	10,023円 (1,003円)
要介護3	11,610円 (1,161円)
要介護4	13,486円 (1,349円)
要介護5	15,306円 (1,531円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

加算される金額の例

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）（1か月につき）	6,216円 (622円)
若年性認知症利用者受入加算（1日につき）	666円 (67円)
栄養改善加算（1回につき） （月2回まで原則3か月）	2,220円 (222円)
入浴介助加算（Ⅰ） （1日につき）	444円 (45円)
入浴介助加算（Ⅱ） （1日につき）	666円 (67円)

施設に入って利用する居宅サービス

■ 特定施設入居者生活介護

どんなとき？ ●有料老人ホームなどで介護（予防）サービスを利用したい

要支援 1・2

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している、要支援の認定を受けた方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援を受けます。

●費用のめやす（1日につき）（ ）内は利用者負担

要支援1	1,994円 (200円)
要支援2	3,411円 (342円)

※滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

有料老人ホーム等に入居している、要介護の認定を受けた方が、日常生活上の介護を受けます。

●費用のめやす（1日につき）（ ）内は利用者負担

要介護1	5,907円 (591円)
要介護2	6,638円 (664円)
要介護3	7,401円 (741円)
要介護4	8,109円 (811円)
要介護5	8,861円 (887円)

※滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

施設に入って利用するサービス

■ 短期入所生活介護（ショートステイ）

どんなとき？ ●家族が病気などの理由で家庭で介護ができない



要支援 1・2

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

●費用のめやす（1日につき）（ ）内は利用者負担
特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

要支援1	5,006円 (501円)
要支援2	6,227円 (623円)

※滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は施設の人員基準によって異なります。

要介護 1～5

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

●費用のめやす（1日につき）（ ）内は利用者負担
特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

要介護1	6,693円 (670円)
要介護2	7,459円 (746円)
要介護3	8,269円 (827円)
要介護4	9,046円 (905円)
要介護5	9,812円 (982円)

※滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は施設の人員基準によって異なります。

■ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

どんなとき？ ●家族が病気などの理由で家庭で療養介護ができない

要支援 1・2

介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●費用のめやす（1日につき）（ ）内は利用者負担
介護老人保健施設（多床室）の場合

要支援1	6,681円 (669円)
要支援2	8,436円 (844円)

※滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は施設の人員基準によって異なります。

要介護 1～5

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●費用のめやす（1日につき）（ ）内は利用者負担
介護老人保健施設（多床室）の場合

要介護1	9,047円 (905円)
要介護2	9,592円 (960円)
要介護3	10,289円 (1,029円)
要介護4	10,867円 (1,087円)
要介護5	11,466円 (1,147円)

※滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は施設の人員基準によって異なります。

短期入所サービスを利用するときの注意点

短期入所サービスは、あくまで在宅生活の継続のために利用するサービスです。利用できる日数に制限がありますので注意してください。

●短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。

●連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要支援認定・要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとします。



住まいの環境を整える

福祉用具の貸与



- 福祉用具の利用により自立した生活をしたい
- 介護を受けやすい環境にしたい

要支援 1・2

介護予防福祉用具の貸与

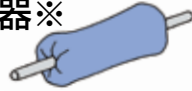
要介護 1～5

日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸与します。使用期間を限定し、定期的に必要性を見直します。

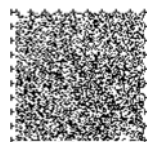
●費用のめやす

利用者負担はレンタル費用の1割～3割(レンタル料は事業者によって異なります)

貸与の対象となる用具

車いす※  ①自走用車いす ②電動車いす ③介助用車いす ④介助用電動車いす	車いす付属品※  ①クッションまたはパッド ②電動補助装置 ③車いすに装着するテーブル ④ブレーキ	体位変換器※  からだの下に入れて、仰臥位（あおむけ）から側臥位または座位へ体位交換をする空気パッド等（体位を保持するだけのものは除く）
特殊寝台※  サイドレール付き、あるいは取り付け可能なものであって、傾斜角度の調節機能あるいは昇降機能があるもの	特殊寝台付属品※  ①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル ⑤スライディングボード・スライディングマット ⑥介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）	床ずれ防止用具※  体圧を分散させ圧迫部位への圧力を減じるもの ①エアーマット ②その他の材質の全身用マット
スロープ★  段差を解消するためのもので、取り付け工事を必要としないもの	手すり  床にすえ置いて使用するもの等、取り付け工事を必要としないもの	歩行器★  移動時に体重を支え、歩行を補助するもの
歩行補助つえ★  ①松葉づえ ②カナディアン・クラッチ ③ロフトストランド・クラッチ ④ブラットホームクラッチ ⑤多点杖	移動用リフト(つり具を除く)※ 取り付け工事に住宅改修を必要としないもの ①床走行式（階段移動用を含む） ②固定式（居室、浴室、浴槽などに固定。垂直移動の入浴用リフトを含む） ③据置式（段差解消機、立ち上がり用いすを含む）	認知症老人徘徊感知機器※ はいかい 認知症の高齢者が屋外に出ようとしたとき、または屋内のある地点を通過したとき（ベッドや布団などを離れたときを含む）に、センサーにより感知し、家族や隣人などへ通報するもの
自動排泄処理装置	※の用具は要支援1・2の方と要介護1の方は原則として対象となりません。	

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、貸与または購入のいずれかを利用者が選択可能です。購入を選択した場合は、特定福祉用具購入の扱いになります。



住まいの環境を整える

住宅改修費の支給



- トイレやお風呂、玄関や廊下を安全に使えるようにしたい

要支援 1・2

要介護 1～5

●事前に申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする場合、申請により介護保険対象工事の限度額（現住居につき20万円）の9割～7割を上限に費用が支給されます。

限度額以内の工事を行った場合、残額は再度住宅改修費として給付を受けることができます。



必ず区が発行する確認書を受取ってから工事を着工してください。

対象となる住宅改修

- ①廊下、階段、浴室などへの手すり取り付け
- ②段差解消のためのスロープ設置等
- ③滑り防止、移動円滑化のための床材変更等
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工事

※新築、大規模リフォーム、老朽化や破損、身体状況に関係のない改修は対象となりません。

特定介護予防福祉用具・特定福祉用具購入費の支給



- 入浴やトイレで使う福祉用具がほしい
- 購入と貸与を選択できる福祉用具について購入の選択をしたい

要支援 1・2

要介護 1～5

購入の対象となる福祉用具を、指定された事業者から購入する場合、申請により年間（4月から翌3月）10万円を上限に、その購入費の9割～7割が支給されます。（原則同一種目1回です）

！都道府県知事から指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入した用具のみ保険給付の対象となります。また、当該事業所の福祉用具専門相談員の助言を受けずに、インターネット・通信販売等で購入した場合は、保険給付の対象となりません。

●事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。利用する際には必ずアドバイスを受けましょう。

購入の対象となる用具

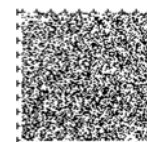
腰掛便座
自動排泄処理装置の交換可能部品
排泄予測支援機器
入浴補助用具
簡易浴槽
移動用リフトのつり具の部分

購入と貸与の選択が可能な福祉用具

歩行器（歩行車）を除く
単点杖（松葉づえを除く）多点杖
固定用スロープ

住宅改修費・特定福祉用具購入費のどちらも支給方法は以下の2種類あります。

- 償還払い制度
利用者が費用の全額を事業者へ支払い、後から保険給付分が支給されます。
- 受領委任払い制度
利用者が費用のうち、利用者負担（1割～3割）に応じた金額を事業者へ支払い、保険給付分を利用者の委任に基づき、区から事業者を支払います。
※受領委任払いの利用には以下の条件があります。
・ご利用いただける事業者は区に登録済みの事業者のみとなります。
・入院中の方、認定申請中の方、介護保険料の滞納により給付制限を受けている方は利用できません。





地域密着型のサービス

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう区内居住者を対象として支援するサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護 1～5

●**緊急時の対応等**を含め、安心して自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて介護と看護を受けたい

定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

通所系サービスや短期入所系サービス利用時には、サービス費が日割りで軽減されます。

●**費用のめやす**（1か月につき）

介護・看護利用（ ）内は利用者負担 介護利用（ ）内は利用者負担

要介護1	90,584円 (9,059円)	要介護1	62,084円 (6,209円)
要介護2	141,508円 (14,151円)	要介護2	110,808円 (11,081円)
要介護3	216,007円 (21,601円)	要介護3	183,996円 (18,400円)
要介護4	266,281円 (26,629円)	要介護4	232,753円 (23,276円)
要介護5	322,597円 (32,260円)	要介護5	281,488円 (28,149円)

夜間対応型訪問介護

要介護 1～5

●**夜間に排せつ介助や体位変換**をしてほしい

夜間（22時～6時）の定期的な巡回訪問と通報（オペレーションコール）に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの介護を行います。

●**費用のめやす**（オペレーションセンターがある場合）

（ ）内は利用者負担

基本料金（1か月）	11,274円 (1,128円)	定期巡回訪問（1回）	4,240円 (424円)
		随時訪問（1回）	6,463円 (647円)

※24時間通報に対応する場合には加算があります。

地域密着型通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

●**施設に通って閉じこもりなどを予防**したい
●**自分でできることを増や**したい
●**家族の介護の手を休め**たい

定員18名以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

●**費用のめやす**（1日につき）

（ ）内は利用者負担

（7時間以上8時間未満） ※送迎を含む

要介護1	8,207円 (821円)
要介護2	9,701円 (971円)
要介護3	11,248円 (1,125円)
要介護4	12,774円 (1,278円)
要介護5	14,300円 (1,430円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



地域密着型のサービス

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう区内居住者を対象として支援するサービスです。

認知症対応型通所介護

●**認知症に対応したケア**を施設に通って受けたい



要支援 1・2 介護予防認知症対応型通所介護

もの忘れがあるなど、軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、施設への通所による認知症予防ケアを提供します。

●**費用のめやす**（1回につき）（ ）内は利用者負担

単独型事業所を利用した場合（6時間以上7時間未満） ※送迎を含む

要支援1	8,436円 (844円)
要支援2	9,446円 (945円)

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

認知症の方を対象に専門的なケアを行います。

●**費用のめやす**（1回につき）（ ）内は利用者負担

単独型事業所を利用した場合（7時間以上8時間未満） ※送迎を含む

要介護1	11,033円 (1,104円)
要介護2	12,232円 (1,224円)
要介護3	13,431円 (1,344円)
要介護4	14,640円 (1,464円)
要介護5	15,839円 (1,584円)

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。

小規模多機能型居宅介護

●**自宅で生活しながら、通いや訪問、泊まりのサービス**を受けたい

要支援 1・2 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。

●**費用のめやす**（1か月につき）

事業所と別の建物に居住する場合（ ）内は利用者負担

要支援1	38,295円 (3,830円)
要支援2	77,389円 (7,739円)

※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

※通所介護、訪問介護等のサービスの併用はできません。



要介護 1～5

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。

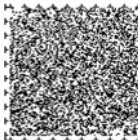
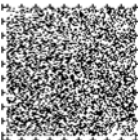
●**費用のめやす**（1か月につき）

事業所と別の建物に居住する場合（ ）内は利用者負担

要介護1	116,083円 (11,609円)
要介護2	170,607円 (17,061円)
要介護3	248,184円 (24,819円)
要介護4	273,914円 (27,392円)
要介護5	302,019円 (30,202円)

※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

※通所介護、訪問介護等のサービスの併用はできません。





地域密着型のサービス

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう区内居住者を対象として支援するサービスです。

■ 看護小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

どんなとき？

- 医療的ケアを伴う介護が必要な方が自宅で生活したい
- 病院から退院後、住み慣れた自宅で暮らしたい

医療ニーズの高い要介護者を対象に「通い」を中心に「訪問」「泊まり」のサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせケアが受けられます。

● 費用のめやす (1か月につき) () 内は利用者負担

要介護1	138,161円 (13,817円)
要介護2	193,306円 (19,331円)
要介護3	271,739円 (27,174円)
要介護4	308,202円 (30,821円)
要介護5	348,628円 (34,863円)

※要支援1・2の方は利用できません。
※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。
※通所介護、訪問介護等のサービスの併用はできません。

■ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

どんなとき？

- 認知症に対応したケアを受けたい
- 家庭的な環境でケアを受けたい

要支援 2

介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

ものの忘れがあるなど軽度の認知症が心配される高齢者が、スタッフによるケアを受けながら共同生活するサービスです。

※要支援2の方のみが対象となります。

● 費用のめやす (1日につき) () 内は利用者負担

1ユニット以上の場合

要支援2	8,294円 (830円)
------	---------------

※家賃・食材費・光熱費等は別途自己負担となります。

要介護 1～5

比較的安定した認知症の状態にある高齢者が、スタッフのケアを受けながら、共同生活するサービスです。

● 費用のめやす (1日につき) () 内は利用者負担

2ユニット以上の場合

要介護1	8,207円 (821円)
要介護2	8,589円 (859円)
要介護3	8,850円 (885円)
要介護4	9,025円 (903円)
要介護5	9,210円 (921円)

※家賃・食材費・光熱費等は別途自己負担となります。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)

要介護 3～5

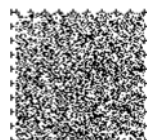
定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方に食事、入浴や機能訓練などのサービスを行います。

● 費用のめやすは、次ページ「施設サービス」下段の費用のめやすをご覧ください。

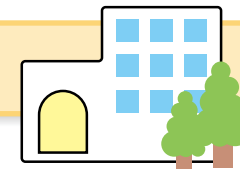
※原則として要介護3以上の方が対象です。

用語解説
ユニット

介護保険施設等において、10人程度のグループに分けて、居室と食堂・リビング等の共同スペースで、日常生活を送る生活単位のこと。



施設サービス



施設サービスは、介護が中心か、治療が中心か、どの程度医療上のケアが必要かなどによって、入所する施設を3種類から選択します。入所の申し込みは施設へ直接行います。

基本料金他様々な加算があります。また、介護保険サービス以外の食費や居住費、日常生活費などの費用は全額が自己負担となります。



施設に入所する

■ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

生活全般の
介護が必要な方

寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅では介護が困難な原則要介護3以上の方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられます。

■ 介護老人保健施設 (老人保健施設)

在宅復帰を
めざしリハビリを
受けたい方

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常生活上の介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

■ 介護医療院

生活の場で
長期的な療養が
必要な方

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。

● 費用のめやす (1か月につき) () 内は利用者負担

特別養護老人ホーム	199,023～294,310円 (19,903～29,431円)	+	食費	+	居住費	+	日常生活費
老人保健施設	267,954～341,954円 (26,796～34,196円)						
介護医療院	281,470～464,612円 (28,147～46,462円)						

※上記介護サービス費用は、多床室を利用した場合の31日分です。

※要介護度に応じて費用は異なります。

※自己負担割合が1割の場合

加算の金額の例 (介護老人福祉施設の場合) () 内は利用者負担

初期加算 (1日につき) 入所から30日まで	327円 (33円)
退所時相談援助加算 1回のみ	4,360円 (436円)
栄養マネジメント強化加算 (1日につき)	119円 (12円)
口腔衛生管理加算 (I) (1か月につき)	981円 (99円)

